

## 個人情報取扱特記事項

### （基本事項）

第1条 この契約により、貝塚市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （厳重な保管及び搬送）

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

### （再委託の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者（再委託先が委託先の子会社である場合を含む。）にその処理を委託してはならない。

### （委託目的以外の利用等の禁止）

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### （安全管理措置）

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （作業場所の特定及び管理体制の確保）

第8条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所に

において漏えい、滅失、毀損のないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

- 2 乙は、委託業務に従事する自己の従業員等が個人情報の前項の作業場所の外に持ち出すときは、事前の書面により甲の承諾を得なければならない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙が法令、契約又はこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(遵守状況に関する報告等)

第12条 乙は、甲から契約内容の遵守状況に関する報告の指示及び個人情報の取扱状況を把握するための検査等への協力の要請があったときは、これらに応じなければならない。

(その他)

第13条 乙は、前各条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。